

全社協提出分

平成24年度  
東日本大震災に係る復興支援及び  
福祉施策等の要望について

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

平成24年度 東日本大震災に係る復興支援  
及び福祉施策等の要望について 【目次】

I	要望趣旨 .....	1
II	市町村社会福祉協議会から全国社会福祉協議会への要望	
1	石巻市社会福祉協議会	
	(1) 介護保険・自立支援事業における法改正に係る事前の情報提供に関する要望 .....	2
2	南三陸町社会福祉協議会	
	(1) 被災地社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置運営の法制化に関する要望 .....	3
	(2) 被災地における救援ボランティア活動の登録制度化及び義務化に関する要望 .....	3
	(3) 災害ボランティアセンターの所轄官庁の明確化に関する要望 .....	3
	(4) 全国社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置運営の人材確保と派遣 についての要望 .....	3
	(5) 有事の際に自由に使える災害ボランティアセンター運営資金の確保（基金の設置） についての要望 .....	3
	(6) 全国社会福祉協議会に災害ボランティアセンターに関連する事業を専門的に行う 組織設置に関する要望 .....	3

## 要 望 趣 旨

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体・NPO法人・ボランティア等、幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性・創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指しています。

昨今、福祉施策については、介護保険法・障害者自立支援法・児童福祉法等に代表されるように、近年例を見ないほどの早さで、制度の創設や改正が行われています。それらの変化等に伴い、様々な福祉課題のステージが“地域”に移ってきております。

こうした、地域における福祉課題を明確にし、本会関係団体等と連携しながら、福祉の向上のために、広く要望をさせていただくものです。

更に今回は、平成23年3月11日に東日本を襲った大震災により、沿岸部では壊滅的な被害が発生しました。その被害は物理的にも凄まじいものがありましたが、地域福祉の根幹となる「地域コミュニティ」をも破壊してしまいました。失われた地域コミュニティを復興・再生していくためには、何よりも“人”の力が欠かせず、長期的なマンパワーの確保が最大の課題となっております。その確保のためにも継続的な財政支援が必要という声が被災地社協から集まっております。

本会におきましても、引き続き地域福祉推進や震災復興のための事業を進めていく所存ですが、全国社会福祉協議会におかれましても、要望趣旨をご理解頂き、被災者、施設利用者、市町村社協、事業者、ひいては国民の福祉の向上が図られるよう、市町村社協からの要望を福祉施策等に反映していただきたくお願いするものです。

なお、案件によっては国レベルでの解決をお願いするものもございますので、上程いただければ幸いに存じます。

市町村社会福祉協議会から  
全国社会福祉協議会への要望

団 体 名 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

要望項目

介護保険・自立支援事業における法改正に係る事前の情報提供に関する要望

要望の背景（現状・課題・内容）

**【現状】**

平成24年4月1日付けの法改正で介護保険給付費等の見直しが行われています。国からの法改正に対する提示は遅く、事業者から見た場合その対応に苦慮するところ

**【課題】**

法改正の提示が遅いことやその情報が届きにくく事前の準備ができないこと。

**【内容】**

全国社会福祉協議会を通じ、関係する情報の早期提供について要望するものです。

団 体 名 社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会

要望項目

- 全社協主導による災害ボランティアセンターの設立・運営に関する要望
1. 被災地社協による災害ボランティアセンターの設置・運営の法制化
  2. 被災地での救援ボランティア活動の登録制度化及び義務化
  3. 災害ボランティアセンターの所轄官庁の明確化
  4. 全社協災害ボランティアセンター設置運営の人材（スペシャリスト）確保と派遣
  5. 有事の際に自由に使える災害ボランティアセンター運営資金の確保（基金の整備）
  6. 災害ボランティアセンターに関連する事業を専門的に行う組織の設置（全社協内）

要望の背景（現状・課題・内容）

【現状】

南三陸町社会福祉協議会は、東日本大震災で発生した大津波による被災を受け、平成23年3月26日「南三陸町災害ボランティアセンター」を発足させました。同センター発足以降、数々の課題に直面したが、宮城県社会福祉協議会・全国社会福祉協議会からの有効なサポートはあまり得られませんでした。一方、阪神淡路大震災以来、災害時におけるボランティア活動についてはその有意性について世間一般での認識が広がっていますが、NPOにばかりスポットが当たり、各地の地元社協が運営する「災害ボランティアセンター」に対する扱いは、その法的根拠や財源、権限など、全てが曖昧なままです。

【課題】

- 1 物理的な人員不足
- 2 災害ボランティアセンター運営に関するスキルを持ち合わせた人材の不足
- 3 災害ボランティアセンターの体制維持が地元社協任せとなっている点
- 4 災害ボランティアセンター運営に係る経費、財源の不足
- 5 災害ボランティアセンター設置・運営に関する法的根拠、裏付けがない点

【内容】

災害時の災害ボランティアの役割は重要になっており、その受け皿としての災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営もまた重要となっています。しかし現状においては上記の通り曖昧なままで、震災の都度同じような課題が発生し、過去の教訓が生かされておられません。「災害ボランティアセンター」の設置主体は、地域福祉の担い手である市町村域の社会福祉協議会しか考えられないので、今後の災害発生時には、全社協主導の下、スムーズに市町村社協が災害ボランティアセンターを設置運営できるよう、法的根拠の整備（社協に設置義務化、ボランティア活動時の登録義務化、所轄官庁の明確化）、人材の確保（発災直後から現地入りできる災ボラセンター設置運営のスペシャリストの把握・常時確保（平常時は災害対応教育や講演会を行う））、運営資金の援助（災害対策基金の創設、災害時の用途制限のない活動資金の支援）、全社協の体制確立（専門組織の設置、即応部隊の人材の常勤職員化、平常時の災害対応教育の整備、全社協主導で災害対応について、行政と社協の共通認識を促進する）などについて要望致します。